

令和8年（2026年）5月25日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市要保護児童対策地域協議会
「こうのとりのゆりかご」専門部会

部会長 安部 計彦

委員 丸住 朋枝

〃 堀 浄信

〃 岩井 正憲

〃 遊亀 誠二

令和7年度「こうのとりのゆりかご」の運用状況に関する短期的検証について

熊本市慈恵病院に設置された「こうのとりのゆりかご（以下「ゆりかご」という。）」の運用状況については、当専門部会において、6ヶ月ごとに検証を行い、別添報告書のとおり報告してきたが、令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの検証結果を次のとおり総括する。

1 「ゆりかご」の運用状況について

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までに「ゆりかご」には7件の預け入れがあり、預け入れにあたっての違法性の検討や、許可時の留意事項の遵守状況について次のとおり検証を行った。

（1） 違法性の検討について

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの慈恵病院の「ゆりかご」の運用状況に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

子どもの権利の侵害や預け入れまでの安全性を含め、今後も個別の運用状況を総合的に検討する必要がある。

（2） 許可時の留意事項の遵守状況について

（ア） 子どもの安全の確保

預け入れられた後の子どもの安全確保については、特に問題の発生は確認されていない。

（イ） 相談機能の強化

「ゆりかご」を使うことなく事前の相談で支援につなげることができるよう、病院としての相談業務に取り組まれている。

（ウ） 公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

2 専門部会で述べられた主な意見

- ・ ゆりかごによってこれまで多くのこどもの命が救われているが、陣痛発来時や出産直後の母親が、ゆりかごへの預け入れを目的として、自ら自動車を運転することはやはり母子ともに大きな危険が伴う行動である。
- ・ 周産期メンタルヘルス支援に繋がれば、育児が難しい状況の保護者でもゆりかごに預け入れる以外の選択肢ができるのではないか。
- ・ 母子手帳申請により産前から支援につながるができる一方、親族に妊娠を知られることへの不安から申請をためらう保護者もいることから、児童相談所等へ相談に行っても責められることはないことを伝えて欲しい。また、相談者の想いを尊重し柔軟性のある対応をする必要がある。
- ・ こどもの出自を知る権利を守るために記録を残しておくことや将来の開示請求に対する備えなどが必要である。
- ・ 特別養子縁組に関する預け入れ者の意向や預け入れ時の状況等の記録は、家庭裁判所の判断に資する資料の一つとして有用である。
- ・ 幼少期から権利擁護に関する教育を受けることは、将来、周囲の人に助けを求める力や、適切に支援を受ける力の育成につながるのではないか。
- ・ 母子手帳を取得していない妊婦は母子保健サービスにつながりにくい。このため、電話相談を入口として、個々の事情に応じ、生活困窮やメンタルヘルス等、妊婦支援に限らない支援制度も含めた具体的支援につなげていくことが重要である。

3 預け入れ状況の公表

ゆりかごの預け入れ状況については、子どもの人権とプライバシーを守るため個人の識別につながる恐れがないことを基本として、社会的検証につなげていく観点から、公表項目について検討を行い、別紙のとおり当部会としての結論を得た。